

かつらぎ町では

災害時協力井戸



を募集しています

大規模な災害が発生し、水道の給水が停止した場合に、生活用水 **(飲用水以外)** としてトイレや掃除等に使用する水を確保するため、「**災害時協力井戸**」として登録いただける井戸を募集しています。

登録の流れ



① 自主防災組織に届出



② 水質検査の実施



③ 飲用でないことを示す看板の設置

★②水質検査 ③看板の設置 に要する費用は、
補助金制度があります！

注意点

- 災害時協力井戸は飲用水として使用できません。
- 以下の登録要件があります。
 - ・町内に所在していること
 - ・災害時に取水できる措置があること
 - ・生活用水として適切な水質であること
 - ・わくやふたがあること
 - ・地域住民に無償で提供できること
 - ・町HP等での周知に同意できること

詳しい内容や登録申請の手続き方法など、
いつでも危機管理課までご連絡ください。